

令和8年度

佐賀県立特別支援学校幼稚部、高等部  
及び専攻科入学者募集要項

佐賀県教育委員会

# 目 次

## I 幼稚部

第1	募集を行う県立特別支援学校幼稚部	1
第2	県立特別支援学校幼稚部の就学区域	1
第3	募 集	1
1	応募資格	1
2	募集定員	1
第4	出 願	1
1	出願期間	1
2	出願方法	1
3	出願手続	1
4	出願書類の提出先	2
5	入学検査料	2
6	出願書類の受付	2
第5	検 査	2
1	検査期日等	2
2	検査内容	2
第6	追検査	2
1	対象者	2
2	申請期間	2
3	申請手続	2
4	検査場	3
5	検査内容等	3
第7	合格者の決定	3
第8	合格者の発表	3
第9	県外からの志願	3
1	対象者	3
2	申請手続	3
3	出 願	4
第10	再募集	4
第11	その他	4

## II 高等部

第1	募集を行う県立特別支援学校高等部の学科	5
第2	県立特別支援学校高等部の就学区域	5
第3	募 集	6
1	応募資格	6
2	募集定員	7
第4	出 願	7
1	出願期間	7
2	出願方法	7
3	出願手続	7
4	出願書類の提出先	8
5	入学検査料	8
6	出願書類の受付	8
第5	検 査	8
1	検査期日等	8
2	検査内容	8
第6	追検査	8
1	対象者	8

2	申請期間	8
3	申請方法	9
4	申請手続	9
5	検査場	9
6	検査内容等	9
第7	合格者の決定	9
第8	合格者の発表	9
第9	県外からの志願	9
1	対象者	9
2	申請手続	10
3	出願	10
第10	再募集	10
第11	その他	10

### Ⅲ 専攻科

第1	募集を行う県立特別支援学校専攻科の学科	11
第2	県立特別支援学校専攻科の就学区域	11
第3	募集	11
1	応募資格	11
2	募集定員	11
第4	出願	11
1	出願期間	11
2	出願方法	11
3	出願手続	12
4	出願書類の提出先	12
5	入学検査料	12
6	出願書類の受付	12
第5	検査	12
1	検査期日等	12
2	検査内容	12
第6	追検査	
1	対象者	12
2	申請期間	12
3	申請方法	12
4	申請手続	13
5	検査場	13
6	検査内容等	13
第7	合格者の決定	13
第8	合格者の発表	13
第9	県外からの志願	13
1	対象者	13
2	申請手続	13
3	出願	14
第10	再募集	14
第11	その他	14

### Ⅳ 問い合わせ先

#### 【別紙資料・様式】

(別紙資料1)	令和8年度佐賀県立特別支援学校幼稚部、高等部及び専攻科入学者募集に係る日程	15
(別紙資料2)	佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則	17

(別紙資料 3)	学校教育法施行令第 22 条の 3	20
(別紙資料 4)	学校教育法施行規則第 95 条・第 150 条	21
(様式 1-1)	入学願書(幼稚部)	22
(様式 1-2)	入学願書(高等部・専攻科)	23
(様式 1-3)	入学願書(高等部(訪問教育))	24
(様式 2)	写真票	25
(様式 3)	受検票	26
(様式 4)	佐賀県立特別支援学校入学志願について(依頼)	27
(様式 5)	身元引受等申立書	28
(様式 6)	令和 8 年度佐賀県立特別支援学校高等部入学志願許可願書	29
(様式 7-1)	令和 8 年度佐賀県立特別支援学校(高等部・専攻科)入学志願者調査書	30
(様式 7-2)	令和 8 年度佐賀県立特別支援学校(高等部(訪問教育))入学志願者調査書	31
(様式 8)	令和 8 年度佐賀県立特別支援学校県外からの入学志願許可願書	32
(様式 9)	追検査受検許可願書	33
(様式 10)	佐賀県立特別支援学校入学検査結果について(通知)	34

※ 義務教育学校にあつては、様式中の「中学校名」を「義務教育学校名」と読み替えること。

## I 幼稚部

令和8年度佐賀県立特別支援学校（以下「県立特別支援学校」という。）の幼稚部の入学者の募集は、この要項の定めるところにより実施します。

### 第1 募集を行う県立特別支援学校幼稚部

募集を行う県立特別支援学校は、以下のとおりです。

学校名	障害種別
盲学校	視覚障害
ろう学校	聴覚障害

### 第2 県立特別支援学校幼稚部の就学区域

「佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則」（別紙資料2。以下「規則」という。）により、各県立特別支援学校の就学区域は、原則として次のとおりとなっています。

学校名	障害種別	就学区域
盲学校	視覚障害	県全域
ろう学校	聴覚障害	県全域

## 第3 募集

### 1 応募資格

障害が学校教育法施行令第22条の3（別紙資料3）の表の障害の程度に該当する入学日において3歳から5歳までの幼児（令和2年4月2日から令和5年4月1日までに出生した者）であり、かつ、保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長が認める者をいう。以下同じ。）及び幼児が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な者です。

また、次の手続の教育相談を受けてください。

なお、県外からの志願を認めることがあります。「第9 県外からの志願」を参照してください。

【手続】（教育相談）

令和7年10月31日（金）までに志願先特別支援学校で教育相談を受けてください。

【手続に関する特例】

特別の事情により手続が期限内にできなかった者は、県教育委員会に相談してください。

### 2 募集定員

募集定員は、令和7年12月末までに別途定めます。

## 第4 出願

### 1 出願期間

- (1) 令和8年1月22日（木）及び令和8年1月23日（金）とします。
- (2) 受付時間は、9時～16時とします。
- (3) 郵送による出願の場合は簡易書留とし、出願期間内に必着としてください。

### 2 出願方法

県立特別支援学校への出願は、1校に限ります。

### 3 出願手続

入学を志願する者は、次の書類を直接、志願先特別支援学校長へ提出してください。出願書類は、以下のとおりです。

入学願書	様式 1-1
写真票	様式 2 (注)
その他必要な書類	志願先特別支援学校長が必要とする書類 (志願先の学校に問い合わせてください。)

(注) 写真票には、縦 4 cm×横 3 cm、上半身・正面・脱帽で、出願前 6 か月以内に撮影した写真を貼ってください。

#### 4 出願書類の提出先

出願書類は、以下の志願先特別支援学校に提出してください。

提出先学校名	所在地	電話番号
盲学校	佐賀市天祐一丁目 5 番 29 号	0952-23-4672
ろう学校	佐賀市鍋島町大字森田 321 番地	0952-30-5368

#### 5 入学検査料

入学検査料は、無料とします。

#### 6 出願書類の受付

県立特別支援学校長は、提出された出願書類を精査確認のうえ受理し、受検票(様式 3)を志願した者に交付します。

### 第 5 検 査

#### 1 検査期日等

- (1) 検査期日  
令和 8 年 2 月 4 日 (水)
- (2) 会場  
志願先特別支援学校で行います。

#### 2 検査内容

入学の意志を確認するための面接を行います。

### 第 6 追検査

#### 1 対象者

インフルエンザ等の急な疾病や本者に責任を帰さないやむを得ない事情により、検査の受検ができなかった者。

#### 2 申請期間

- (1) 申請期間は、令和 8 年 2 月 4 日 (水) ~ 2 月 6 日 (金) とします。
- (2) 受付時間は、2 月 4 日 (水) は 13 時 ~ 16 時、2 月 5 日 (木) 及び 2 月 6 日 (金) は 9 時 ~ 16 時とします。
- (3) 申請手続は、志願先特別支援学校で行うものとし、郵送による手続は認めません。

#### 3 申請手続

- (1) 追検査の受検を希望する志願者は、追検査受検許可願書(様式 9)を志願先特別支援学校長に提出しなければなりません。
- (2) (1)の書類が提出された県立特別支援学校長は、追検査の受検を承認したときは、追検査受検許可書(様式 9)を保護者あてに交付します。

#### 4 検査場

検査場は、志願先特別支援学校とします。

#### 5 検査内容等

- (1) 検査は入学の意志を確認するための面接を行います。
- (2) 検査の期日は、**令和8年2月10日（火）**とします。  
なお、インフルエンザ等により生じたやむを得ない事情により、追検査の受検ができない場合は、志願先特別支援学校長が、個別に必要な対応を行うものとします。

#### 第7 合格者の決定

合格者の決定は、志願先県立特別支援学校長が、校内に委員会を置き、事前に実施した教育相談及び面接により、総合的に判断して行います。

#### 第8 合格者の発表

- 1 合格者の発表（受検番号を掲示）は、**令和8年2月13日（金）9時**に志願先特別支援学校において行います。  
また、各県立特別支援学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。
- 2 県立特別支援学校長は、合格者の発表（受検番号を掲示）とともに、保護者あてに通知します。

#### 第9 県外からの志願

令和8年度佐賀県立特別支援学校幼稚部入学者募集に係る県外からの志願の可否の判断については、次により県教育委員会が行います。

##### 1 対象者

次の(1)又は(2)のいずれかの場合に該当する者

- (1) 親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）及び志願者が佐賀県外に住所を有し、かつ、次のア～イのいずれかに該当する場合
  - ア 入学日までに親権者等が佐賀県内に住所を有する見込みが確実な場合
  - イ 隣接県に住所を有していて、地理的条件のためその県内の特別支援学校に通学することが特に困難である場合
- (2) 親権者等が佐賀県外に住所を有し、かつ、志願者及び保護者（親権者等を除く。）が佐賀県内に住所を有している場合

##### 2 申請手続

- (1) 対象者の(1)に該当する者が県立特別支援学校を志願する場合の手続は、次のとおりです。
  - ア 親権者等の住所を有している都道府県教育委員会（以下「当該教育委員会」という。）に理由を付して申請してください。  
（なお、当該教育委員会への申請手続については、当該教育委員会の指導に従ってください。）
  - イ 当該教育委員会は、佐賀県教育委員会（担当：教育振興課特別支援教育室）に理由を付して事前に協議してください。
  - ウ 佐賀県教育委員会の内諾を受けた後、当該教育委員会は、佐賀県教育委員会あてに志願について文書で依頼してください（様式4）。
  - エ 佐賀県教育委員会は、当該教育委員会あてに志願許可を回答します。
  - オ 当該教育委員会は、申請の取扱いについて親権者等に周知してください。
  - カ 手続は、**令和7年11月21日（金）**までに行ってください。  
なお、特別の事情により期限内に手続ができなかった者は、佐賀県教育委員会に相談してください。

- (2) 対象者の(2)に該当する者が県立特別支援学校を志願する場合の手続は、次のとおりです。
- ア 身元引受等申立書(様式5)を、佐賀県教育委員会(担当:教育振興課特別支援教育室)に提出してください。
  - イ 佐賀県教育委員会は、内容を審査し、適当と認めた場合、志願許可を回答します。
  - ウ 手続は、**令和7年11月21日(金)**までに行ってください。  
なお、特別の事情により期限内に手続ができなかった者は、佐賀県教育委員会に相談してください。

### 3 出 願

この要項の定めるところにより、出願してください。

## 第10 再募集

県立特別支援学校幼稚部において、出願期間後に県教育委員会が必要であると認めた学校について、再募集を実施します。

再募集を実施する県立特別支援学校の募集者員は、各県立特別支援学校幼稚部の募集定員に対する欠員数とします。

なお、再募集に係る詳細については、県教育委員会が志願先の県立特別支援学校長と協議し、決定します。

## 第11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に示します。

## II 高等部

令和 8 年度県立特別支援学校の高等部の入学者の募集は、この要項の定めるところにより実施します。

### 第 1 募集を行う県立特別支援学校高等部の学科

募集を行う県立特別支援学校高等部の学科は、以下のとおりです。

学校名	障害種別	学科
盲学校	視覚障害	普通科
		保健医療科
ろう学校	聴覚障害	産業工芸科
		被服科
金立特別支援学校	肢体不自由	普通科
大和特別支援学校	知的障害	普通科
唐津特別支援学校	知的障害	普通科
	肢体不自由	普通科
鳥栖特別支援学校	知的障害	普通科
伊万里特別支援学校	知的障害	普通科
	肢体不自由	普通科
うれしの特別支援学校	知的障害	普通科
	肢体不自由	普通科
中原特別支援学校	知的障害	普通科
	肢体不自由	普通科
	病弱	普通科

### 第 2 県立特別支援学校高等部の就学区域

規則により、各県立特別支援学校の就学区域は、原則として次のとおりです。

学校名	障害種別	就学区域
盲学校	視覚障害	県全域
ろう学校	聴覚障害	県全域
金立特別支援学校	肢体不自由	佐賀市、多久市及び小城市
大和特別支援学校	知的障害	佐賀市、多久市及び小城市
唐津特別支援学校	知的障害 肢体不自由	唐津市及び玄海町
鳥栖特別支援学校	知的障害	鳥栖市及び基山町
伊万里特別支援学校	知的障害 肢体不自由	伊万里市及び有田町
うれしの特別支援学校	知的障害 肢体不自由	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町
中原特別支援学校	知的障害	神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町
	肢体不自由	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町
	病弱	県全域

ただし、やむを得ない事情のある人は、県教育委員会の許可を得て、就学区域外の特別支援学校を志願することができます（規則第 5 条）。

また、施設（病院）に入所（入院）している生徒の訪問教育実施校は、県教育委員会が指定する県立特別支援学校とします。

※令和 8 年度から、鳥栖市及び基山町の知的障害については、就学区域が鳥栖特別支援学校に変更となります。

### 第 3 募 集

#### 1 応募資格

障害が学校教育法施行令第 22 条の 3（別紙資料 3）に示す区分及び障害の程度に該当するとともに次の要件に該当する者であり、かつ、保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長が認める者をいう。以下同じ。）及び志願者が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実である者です。

なお、県外からの志願を認めることもあるので、「第 9 県外からの志願」を参照してください。

#### (1) 高等部

区 分	視覚障害・聴覚障害・ 知的障害・肢体不自由	病 弱
ア 特別支援学校中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者	応募資格があります。(注)	応募資格があるのは、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院に入院中の者又は同病院並びに近隣の医療機関で継続して治療が必要な者であって、かつ、次の手続 1 及び手続 2 を経て入学志願の許可を受けた者です。
イ 中学校又は義務教育学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者	応募資格があるのは、次の手続 1 及び手続 2 を経て入学志願の許可を受けた者です。	
ウ 中学校卒業者と同等以上と認められる者（別紙資料 4 参照）		

(注) 規則に定めた就学区域外の県立特別支援学校高等部又は在籍する特別支援学校以外の県立特別支援学校高等部を志願する場合は、手続 1 の進路相談が必要です。また、事前に県教育委員会に相談してください。

#### 【手続 1】（進路相談）

**令和 7 年 10 月 31 日（金）**までに志願先特別支援学校で進路相談を受けてください。

#### 【手続 2】（入学志願許可願書の提出）

**令和 7 年 10 月 6 日（月）から令和 7 年 11 月 21 日（金）**までに、**入学志願許可願書（様式 6）**を在籍（出身）中学校長（義務教育学校長を含む。以下同じ。）（中原特別支援学校の中学部（病弱に限る。）の在籍（出身）者）にあつては、中原特別支援学校長）を経由して、志願先特別支援学校に提出してください。その後県教育委員会で内容を審査し、結果を在籍（出身）中学校長（中原特別支援学校の中学部（病弱に限る。）の在籍（出身）者）にあつては、中原特別支援学校長）あて通知します。

なお、入学の志願の特例（規則第 5 条）の適用を希望する者は、「就学区域外の特別支援学校を志願する理由」の欄に、その理由を必ず記入してください。

ただし、区分ウに該当する者は、入学志願許可願書の提出等については、事前に県教育委員会に相談してください。

#### 【手続に関する特例】

特別の事情により手続 1 及び手続 2 が期限内にできなかった者は、県教育委員会に相談してください。

(2) 高等部（訪問教育）

県立特別支援学校中学部又は中学校を卒業した者（以下「過年度卒業生」という。）若しくは令和8年3月に卒業見込みの者のうち、障害が重度又は重複しているため、自宅や福祉施設等からの通学又は寄宿舎への入舎が困難であり、卒業する意志のある者。

ただし、過年度卒業生は、合格者の入学年度を別途県教育委員会が指定します。

## 2 募集定員

募集定員は、令和7年12月末までに別途定めます。

## 第4 出願

### 1 出願期間

- (1) 令和8年1月22日（木）及び令和8年1月23日（金）とします。
- (2) 受付時間は、9時～16時とします。
- (3) 郵送による出願の場合は簡易書留とし、出願期間内に必着としてください。

### 2 出願方法

- (1) 県立特別支援学校への出願は、1校に限ります。
- (2) 二つ以上の学科（専攻科も1学科とみなします。）を置く県立特別支援学校を志願する人は、出願に当たって、これらの学科について第3順位までの範囲内で志望順位を付すことができます。

### 3 出願手続

入学を志願する者は、次の書類を在籍（出身）中学校長を経由して、志願先特別支援学校長へ提出してください。

出願書類は、以下のとおりです。

	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由	病弱	訪問教育
入学願書	様式 1-2	様式 1-2	様式 1-3
調査書（注1）	様式 7-1	様式 7-1	様式 7-2
入学志願許可願書	様式 6（注2）	様式 6	
写真票	様式 2（注3）		
その他必要な書類	志願先の県立特別支援学校長が必要とする書類 （志願先の学校に問い合わせてください。）		

（注1）在籍（出身）学校長は、志願者の調査書を作成し、志願先特別支援学校長へ提出してください。調査書は、令和8年1月13日（火）現在で作成してください。

（注2）県立特別支援学校中学部を卒業した者又は令和8年3月県立特別支援学校中学部を卒業見込みの者は、入学志願許可願書を提出する必要はありません。

（注3）写真票には、縦4cm×横3cm、上半身・正面・脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ってください。

#### 4 出願書類の提出先

出願書類は、以下の志願先の県立特別支援学校に提出してください。

提出先学校名	所在地	電話番号
盲学校	佐賀市天祐一丁目5番29号	0952-23-4672
ろう学校	佐賀市鍋島町大字森田321番地	0952-30-5368
金立特別支援学校	佐賀市金立町大字金立2339番地2	0952-98-1135
大和特別支援学校	佐賀市大和町大字久留間3353番地	0952-62-1221
唐津特別支援学校	唐津市山本788番地12	0955-78-2394
鳥栖特別支援学校	鳥栖市原古賀町1307番地1	※0952-25-7475
伊万里特別支援学校	伊万里市大坪町丙1427番地	0955-23-8554
うれしの特別支援学校	嬉野市塩田町大字五町田甲2877番地1	0954-66-4911
中原特別支援学校	三養基郡みやき町大字原古賀7262番地1	0942-94-3575

※鳥栖特別支援学校の問い合わせ先電話番号は、佐賀県教育委員会事務局教育振興課特別支援教育室になります。

#### 5 入学検査料

入学検査料は、無料とします。

#### 6 出願書類の受付

志願先特別支援学校長は、提出された出願書類を精査確認のうえ受理し、受検票（様式3）を志願者に交付します。

### 第5 検査

#### 1 検査期日等

(1) 検査期日

**令和8年2月4日（水）**

(2) 会場

志願先特別支援学校で行います。

#### 2 検査内容

(1) 高等部（訪問教育を除く）

提出された調査書によるものとします。

なお、志願先特別支援学校長の判断により、必要に応じて、入学の意志の確認、意欲・態度をみるための面接等を行う場合があります。

(2) 高等部（訪問教育）

提出された調査書によるものとします。

### 第6 追検査

#### 1 対象者

インフルエンザ等の急な疾病や本人に責任を帰さないやむを得ない事情により、検査の受検ができなかった者で、志願先特別支援学校長の判断により、面接等が必要な者。

#### 2 申請期間

(1) 申請期間は、**令和8年2月4日（水）2月6日（金）**とします。

(2) 受付時間は、**2月4日（水）は13時～16時、2月5日（木）及び2月6日（金）は9時～16時**とします。

(3) 申請手続は、志願先特別支援学校で行うものとし、郵送による手続は認めません。

### 3 申請方法

追検査は、出願した県立特別支援学校、学科について受検するものであり、志願の変更は認めません。

### 4 申請手続

- (1) 追検査の受検を希望する志願者は、在学又は出身中学校長を経由して、**追検査受検許願書（様式9）**を志願先特別支援学校長に提出しなければなりません。  
ただし、出身中学校がない場合は、県立特別支援学校長に直接提出してください。
- (2) (1)の書類が提出された志願先特別支援学校長は、追検査の受検を承認したときは、**追検査受検許可書（様式9）**を中学校長を経由して交付します。

### 5 検査場

検査場は、志願先特別支援学校とします。

### 6 検査内容等

- (1) 検査は入学の意志の確認、意欲・態度をみるための面接等を行います。
- (2) 検査の期日は、**令和8年2月10日（火）**とします。  
なお、インフルエンザ等により生じたやむを得ない事情により、追検査の受検ができない場合は、志願先特別支援学校長が、個別に必要な対応を行うものとします。

## 第7 合格者の決定

合格者の決定は、志願先特別支援学校長が、校内に委員会を置き、提出された調査書及び必要に応じて実施した面接等により、総合的に判断して行います。

## 第8 合格者の発表

- 1 合格者の発表（受検番号を掲示）は、**令和8年2月13日（金）9時**に志願先特別支援学校において行います。  
また、各県立特別支援学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。
- 2 県立特別支援学校長は、**令和8年2月13日（金）**に、志願者の検査結果を**佐賀県立特別支援学校入学検査結果について（通知）（様式10）**により中学校長に通知します。  
なお、この通知は、1による発表の後に行うこととします。

## 第9 県外からの志願

令和8年度佐賀県立特別支援学校高等部入学者募集に係る県外からの志願の可否の判断については、次により県教育委員会が行います。

### 1 対象者

次の(1)又は(2)のいずれかの場合に該当する者

- (1) 親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）及び志願者が佐賀県外に住所を有し、かつ、次のア～エのいずれかに該当する場合
  - ア 入学日までに親権者等が佐賀県内に住所を有する見込みが確実な場合
  - イ 地元の県立特別支援学校に志願したい学科が設置されていない場合
  - ウ 治療等の必要上、志願したい県立特別支援学校の近隣医療機関等へ常時通院する必要があるなど、勉学と治療を両立するうえで合理的であると考えられる場合
  - エ 隣接県に住所を有していて、地理的条件のためその県内の県立特別支援学校に通学することが特に困難である場合
- (2) 親権者等が佐賀県外に住所を有し、かつ、志願者及び保護者（親権者等を除く。）が佐賀県内に住所を有している場合

## 2 申請手続

- (1) 対象者の(1)に該当する者が県立特別支援学校を志願する場合の手続は、次のとおりです。
- ア 親権者等の住所を有している都道府県教育委員会（以下「当該教育委員会」という。）に理由を付して申請してください。  
（なお、当該教育委員会への申請手続については、当該教育委員会の指導に従ってください。）
  - イ 当該教育委員会は、佐賀県教育委員会（担当：教育振興課特別支援教育室）に理由を付して事前に協議してください。
  - ウ 佐賀県教育委員会の内諾を受けた後、当該教育委員会は、佐賀県教育委員会あてに志願について文書で依頼してください（様式 4）。
  - エ 佐賀県教育委員会は、当該教育委員会あてに志願許可を回答します。
  - オ 当該教育委員会は、申請の取扱いについて親権者等に周知してください。
  - カ 手続は、**令和 7 年 11 月 21 日（金）**までに行ってください。  
なお、特別の事情により期限内に手続ができなかった者は、佐賀県教育委員会に相談してください。
- (2) 対象者の(2)に該当する者が県立特別支援学校を志願する場合の手続は、次のとおりです。
- ア **身元引受等申立書（様式 5）**及び**県外からの入学志願許可願書（様式 8）**を、在籍（出身）学校長を経由して佐賀県教育委員会（担当：教育振興課特別支援教育室）に提出してください。  
なお、特別支援学校中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者（いずれも病弱を除く。）は、**県外からの入学志願許可願書（様式 8）**の提出は、必要ありません。
  - イ 佐賀県教育委員会は、内容を審査し、適当と認めた場合、志願許可を回答します。
  - ウ 手続は、**令和 7 年 11 月 21 日（金）**までに行ってください。  
なお、特別の事情により期限内に手続ができなかった者は、佐賀県教育委員会に相談してください。

## 3 出 願

この要項の定めるところにより、出願してください。

## 第 10 再募集

県立特別支援学校高等部において、出願期間後に県教育委員会が必要であると認めた学校について、再募集を実施します。

再募集を実施する県立特別支援学校の募集人員は、各県立特別支援学校高等部の各学科の募集定員に対する欠員数とします。

なお、再募集に係る詳細については、県教育委員会と志願先特別支援学校長と協議をし、決定します。

## 第 11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に示します。

### Ⅲ 専攻科

令和 8 年度県立特別支援学校の専攻科の入学者の募集は、この要項の定めるところにより実施します。

#### 第 1 募集を行う県立特別支援学校専攻科の学科

募集を行う県立特別支援学校専攻科の学科は、以下のとおりです。

学校名	障害種別	学科
盲学校	視覚障害	理療科

#### 第 2 県立特別支援学校専攻科の就学区域

規則により、県立特別支援学校の就学区域は、原則として次のとおりとなっています。

学校名	障害種別	就学区域
盲学校	視覚障害	県全域

### 第 3 募 集

#### 1 応募資格

障害が学校教育法施行令第 22 条の 3（別紙資料 3）に示す区分及び障害の程度に該当するとともに次の要件に該当する者であり、かつ、保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長が認める者をいう。以下同じ。）及び志願者が佐賀県内に住所を有し、入学後も引き続き佐賀県内から通学することが確実な者です。

また、次の手続の進路相談を受けてください。

なお、県外からの志願を認めることもあるので、「第 9 県外からの志願」を参照してください。

- (1) 特別支援学校高等部若しくは高等学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 高等学校卒業者と同等以上と認められる者（別紙資料 4 参照）

【手続】（進路相談）

令和 7 年 10 月 31 日（金）までに志願先特別支援学校で進路相談を受けてください。

【手続に関する特例】

特別の事情により手続が期限内にできなかった者は、県教育委員会に相談してください。

#### 2 募集定員

募集定員は、令和 7 年 12 月末までに別途定めます。

### 第 4 出 願

#### 1 出願期間

- (1) 令和 8 年 1 月 22 日（木）及び令和 8 年 1 月 23 日（金）とします。
- (2) 受付時間は、9 時～16 時とします。
- (3) 郵送による出願の場合は、簡易書留とし、出願期間内に必着としてください。

#### 2 出願方法

- (1) 県立特別支援学校への出願は、1 校に限ります。
- (2) 専攻科を置く県立特別支援学校を志願する者は、出願に当たって、当該県立特別支援学校に設置されている学科について第 3 順位までの範囲内で志望順位を付すことができます。

### 3 出願手続

入学を志願する者は、次の書類を志願先特別支援学校長へ提出してください。  
出願書類は、以下のとおりです。

入学願書	様式 1-2
調査書（注1）	様式 7-1
写真票	様式 2（注2）
その他必要な書類	志願先特別支援学校長が必要とする書類 （志願先の学校に問い合わせてください。）

（注1）在籍（出身）学校長は、志願者の調査書を作成し、志願先特別支援学校長へ提出してください。調査書は、**令和8年1月13日（火）**現在で作成してください。

（注2）写真票には、縦4cm×横3cm、上半身・正面・脱帽で、出願前6か月以内に撮影した写真を貼ってください。

### 4 出願書類の提出先

出願書類は、以下の志願先特別支援学校に提出してください。

提出先学校名	所在地	電話番号
盲学校	佐賀市天祐一丁目5番29号	0952-23-4672

### 5 入学検査料

入学検査料は、無料とします。

### 6 出願書類の受付

県立特別支援学校長は、提出された出願書類を精査確認のうえ受理し、**受検票（様式3）**を志願者に交付します。

## 第5 検査

### 1 検査期日等

(1) 検査期日

**令和8年2月4日（水）**

(2) 会場

志願先特別支援学校で行います。

### 2 検査内容

提出された調査書によるものとします。

なお、志願先特別支援学校長の判断により、必要に応じて、入学の意志の確認、意欲・態度をみるための面接等を行う場合があります。

## 第6 追検査

### 1 対象者

インフルエンザ等の急な疾病や本人に責任を帰さないやむを得ない事情により、検査の受検ができなかった者で、志願先特別支援学校長の判断により、面接等が必要な者。

### 2 申請期間

(1) 申請期間は、**令和8年2月4日（水）～2月6日（金）**とします。

(2) 受付時間は、**2月4日（水）は13時～16時、2月5日（木）及び2月6日（金）は9時～16時**とします。

(3) 申請手続は、志願先特別支援学校で行うものとし、郵送による手続は認めません。

### 3 申請方法

追検査は、出願した県立特別支援学校、学科について受検するものであり、志願の変更は認めません。

#### 4 申請手続

- (1) 追検査の受検を希望する志願者は、**追検査受検許可願書（様式9）**を志願先特別支援学校長に提出しなければなりません。
- (2) (1)の書類が提出された県立特別支援学校長は、追検査の受検を承認したときは、**追検査受検許可書（様式9）**を保護者あてに交付します。

#### 5 検査場

検査場は、志願先特別支援学校とします。

#### 6 検査内容等

- (1) 検査は入学の意志の確認、意欲・態度をみるための面接等を行います。
- (2) 検査の期日は、**令和8年2月10日（火）**とします。  
なお、インフルエンザ等により生じたやむを得ない事情により、追検査の受検ができない場合は、志願先特別支援学校長が、個別に必要な対応を行うものとします。

#### 第7 合格者の決定

合格者の決定は、志願先特別支援学校長が、校内に委員会を置き、提出された調査書及び必要に応じて実施した面接等により、総合的に判断して行います。

#### 第8 合格者の発表

- 1 合格者の発表（受検番号を掲示）は、**令和8年2月13日（金）9時**に志願先特別支援学校において行います。  
また、志願先特別支援学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。
- 2 県立特別支援学校長は、合格者の発表（受検番号を掲示）とともに、保護者あてに通知します。

#### 第9 県外からの志願

令和8年度佐賀県立特別支援学校専攻科入学者募集に係る県外からの志願の可否の判断については、次により県教育委員会が行います。

##### 1 対象者

次の(1)又は(2)のいずれかの場合に該当する者

- (1) 親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）及び志願者が佐賀県外に住所を有し、かつ、次のア～ウのいずれかに該当する場合  
ア 入学日までに親権者等が佐賀県内に住所を有する見込みが確実な場合  
イ 地元の県立特別支援学校に志願したい学科が設置されていない場合  
ウ 隣接県に住所を有していて、地理的条件のためその県内の県立特別支援学校に通学することが特に困難である場合
- (2) 親権者等が佐賀県外に住所を有し、かつ、志願者及び保護者（親権者等を除く。）が佐賀県内に住所を有している場合

##### 2 申請手続

- (1) 対象者の(1)に該当する者が県立特別支援学校を志願する場合の手続は、次のとおりです。  
ア 親権者等の住所を有している都道府県教育委員会（以下「当該教育委員会」という。）に理由を付して申請してください。  
（なお、当該教育委員会への申請手続については、当該教育委員会の指導に従ってください。）  
イ 当該教育委員会は、佐賀県教育委員会（担当：教育振興課特別支援教育室）に理由を付して事前に協議してください。

ウ 佐賀県教育委員会の内諾を受けた後、当該教育委員会は、佐賀県教育委員会あてに志願について文書で依頼してください（様式 4）。

エ 佐賀県教育委員会は、当該教育委員会あてに志願許可を回答します。

オ 当該教育委員会は、申請の取扱いについて親権者等に周知してください。

カ 手続は、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに行ってください。

なお、特別の事情により期限内に手続ができなかった者は、佐賀県教育委員会に相談してください。

(2) 対象者の(2)に該当する者が県立特別支援学校を志願する場合の手続は、次のとおりです。

ア 身元引受等申立書（様式 5）を、佐賀県教育委員会（担当：教育振興課特別支援教育室）に提出してください。

イ 佐賀県教育委員会は、内容を審査し、適当と認めた場合、志願許可を回答します。

ウ 手続は、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに行ってください。

なお、特別の事情により期限内に手続ができなかった者は、佐賀県教育委員会に相談してください。

### 3 出 願

この要項に定めるところにより、出願してください。

### 第 10 再募集

県立特別支援学校専攻科において、出願期間後に県教育委員会が必要であると認めた学校について、再募集を実施します。

再募集を実施する県立特別支援学校の募集人員は、県立特別支援学校専攻科の募集定員に対する欠員数とします。

なお、再募集に係る詳細については、県教育委員会と志願先の県立特別支援学校長と協議をし、決定します。

### 第 11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に示します。

## IV 問い合わせ先

この要項に関する問い合わせ先は、次に掲げるとおりです。

問い合わせ

佐賀県教育委員会事務局教育振興課特別支援教育室 〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 電 話：0952-25-7475 ファックス：0952-25-7409 メールアドレス：kyouiku-shinkou@pref.saga.lg.jp
---

(別紙資料 1)

令和 8 年度佐賀県立特別支援学校幼稚部、高等部及び専攻科入学者募集に係る日程

【幼稚部】

年月日	内 容
令和 7 年 10 月 31 日(金)	<b>志願先特別支援学校での教育相談期限</b> ※ この日までに、志願先特別支援学校で教育相談を受けてください。
令和 8 年 1 月 22 日(木)及び 1 月 23 日(金)	<b>出願期間</b> ※ 期間内に、必要書類を直接、志願先特別支援学校長へ提出してください。 <受付時間 9 時～16 時>
令和 8 年 2 月 4 日(水)	<b>検査期日</b> ※ 志願先特別支援学校において実施します。
令和 8 年 2 月 10 日(火)	<b>追検査期日</b>
令和 8 年 2 月 13 日(金)	<b>合格者の発表期日</b> ※ 1 9 時に志願先特別支援学校において行います。 また、各県立特別支援学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。 ※ 2 県立特別支援学校長は、合格者の発表(受検番号を掲示)とともに、保護者あてに通知します。

【高等部】

年月日	内 容
令和 7 年 10 月 31 日(金)	<b>志願先特別支援学校での進路相談期限</b> (注) ※ この日までに、志願先特別支援学校で進路相談を受けてください。 ※ 入学の志願の特例(規則第 5 条)の適用を希望する人は、原則として就学区域の県立特別支援学校及び志願を希望する県立特別支援学校の両校で進路相談を受けてください。
令和 7 年 10 月 6 日(月)から 11 月 21 日(金)	<b>入学志願許可願書の志願先特別支援学校への提出期間</b> (注) ※ この期間に、入学志願許可願書(様式 6)を在籍(出身)中学校長を経由して、志願先特別支援学校長へ提出してください。
令和 8 年 1 月 22 日(木)及び 1 月 23 日(金)	<b>高等部(訪問教育を含む)出願期間</b> ※ 期間内に、必要書類を在籍(出身)中学校長を経由して、志願先特別支援学校長へ提出してください。<受付時間 9 時～16 時>
令和 8 年 2 月 4 日(水)	<b>検査期日</b> ※ 志願先特別支援学校において実施します。
令和 8 年 2 月 10 日(火)	<b>追検査期日</b>
令和 8 年 2 月 13 日(金)	<b>合格者の発表期日</b> ※ 1 9 時に志願先特別支援学校において行います。 また、各県立特別支援学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。 ※ 2 県立特別支援学校長は、志願者の検査結果を、 <b>佐賀県立特別支援学校入学検査結果について(通知)(様式 10)</b> により中学校長に通知します。 なお、この通知は、1 による発表の後に行うこととします。

(注) 県立特別支援学校中学部を卒業した人、又は令和 8 年 3 月卒業見込みの人で、志願する障害種別が視覚障害、聴覚障害、知的障害又は肢体不自由の場合は、対象となりません。

【専攻科】

年月日	内 容
<b>令和7年</b> <b>10月31日(金)</b>	<b>志願先特別支援学校での進路相談期限</b> ※ この日までに、志願先特別支援学校で進路相談を受けてください。
<b>令和8年</b> <b>1月22日(木)及び</b> <b>1月23日(金)</b>	<b>出願期間</b> ※ 期間内に、必要書類を直接、志願先特別支援学校長へ提出してください。 <受付時間 9時～16時>
<b>令和8年</b> <b>2月4日(水)</b>	<b>検査期日</b> ※ 志願先特別支援学校において実施します。
<b>令和8年</b> <b>2月10日(火)</b>	<b>追検査期日</b>
<b>令和8年</b> <b>2月13日(金)</b>	<b>合格者の発表期日</b> ※1 9時に志願先特別支援学校において行います。 また、志願先特別支援学校のホームページにも合格者の受検番号を掲載します。 ※2 県立特別支援学校長は、合格者の発表（受検番号を掲示）とともに、保護者あてに通知します。

(別紙資料 2)

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則

平成 21 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号  
最終改正 令和 7 年 3 月 28 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の就学区域について必要な事項を定めるものとする。

(就学区域)

第 2 条 特別支援学校（次項に規定するものを除く。附則第 2 項において同じ。）の就学区域は、別表のとおりとする。

2 次に掲げる特別支援学校の就学区域は、県全域とする。

(1) 佐賀県立盲学校

(2) 佐賀県立ろう学校

(就学することができる特別支援学校)

第 3 条 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 14 条第 2 項の規定による学齢児童又は学齢生徒を就学させるべき特別支援学校の指定は、本人の住所の属する就学区域の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。ただし、教員を派遣して行う教育（以下「訪問教育」という。）を受けようとする者に係る特別支援学校の指定の取扱いは、佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(入学の志願等)

第 4 条 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として教育長が認める者をいう。以下同じ）の住所の属する就学区域の特別支援学校の幼稚部又は高等部に志願し、又は在学しなければならない。ただし、訪問教育を受けようとする者に係る就学区域の取扱いは、教育長が別に定める。

2 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、前項の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て、特別支援学校の幼稚部又は高等部に志願し、又は在学することができる。

(就学区域の変更)

第 5 条 特別支援学校に就学し、若しくは入学しようとする者又は在学する者で、やむを得ない事情のあるものは、佐賀県教育委員会の許可を得て、就学区域を変更することができる。

第 6 条 特別支援学校の校長は、この規則に抵触する生徒のあった場合には、本人及びその保護者に対し、速やかに適宜の措置をとるよう勧告しなければならない。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の就学区域は、この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間は表1のとおりとし、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間は表2のとおりとする。

表1

学 校	障害種別	部	就 学 区 域
佐賀県立金立養護学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみみやき町
佐賀県立大和養護学校	知的障害	小学部	佐賀市、小城市、神崎市及び吉野ヶ里町
		中学部 高等部	佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみみやき町
佐賀県立北部養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	唐津市、多久市及び玄海町
	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市北部、玄海町及び有田町
佐賀県立伊万里養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	伊万里市、武雄市北部及び有田町
佐賀県立うれしの特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町
	肢体不自由		
佐賀県立中原養護学校	知的障害	小学部	鳥栖市、基山町、上峰町及びみみやき町
	病弱	小学部 中学部	県全域

表2

学 校	障害種別	部	就 学 区 域
佐賀県立金立養護学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみみやき町
佐賀県立大和養護学校	知的障害	小学部 中学部	佐賀市、小城市、神崎市及び吉野ヶ里町
		高等部	佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみみやき町
佐賀県立北部養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	唐津市、多久市及び玄海町
	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	唐津市、多久市、伊万里市、玄海町及び有田町

佐賀県立伊万里養護学校		知的障害	小学部 中学部 高等部	伊万里市、武雄市北部及び有田町
佐賀県立うれしの特別支援学校		知的障害	小学部 中学部 高等部	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町
		肢体不自由		
佐賀県立中原養護学校	本校	知的障害	小学部 中学部	上峰町及びみみやき町
		病弱	小学部 中学部	県全域
	鳥栖田代分校	知的障害	小学部 中学部	鳥栖市及び基山町

附 則（平成 24 年 3 月 30 日教委規則第 2 号）

この附則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

学 校	障害種別	部	就 学 区 域	
佐賀県立金立特別支援学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	佐賀市、多久市及び小城市	
佐賀県立大和特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	佐賀市、多久市及び小城市	
佐賀県立鳥栖特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	鳥栖市及び基山町	
佐賀県立唐津特別支援学校	本校	知的障害 肢体不自由	小学部 中学部 高等部	唐津市及び玄海町
		好学会 分校	病弱	小学部 中学部
佐賀県立伊万里特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部 中学部 高等部	伊万里市及び有田町	
佐賀県立うれしの特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部 中学部 高等部	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町	
佐賀県立中原特別支援学校	本校	知的障害	小学部 中学部 高等部	神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみみやき町
		肢体不自由	小学部 中学部 高等部	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみみやき町
		病弱	小学部 中学部 高等部	県全域

附 則（令和 7 年 3 月 28 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（別紙資料3）

### 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

(別紙資料4)

## 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

〔入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者〕

**第95条** 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

〔入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上と認められる者〕

**第150条** 学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (6) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(様式 1-1)

# 入 学 願 書 ( 幼 稚 部 )

令和 年 月 日

佐賀県立

学校長 様

ふりがな 志願者氏名		令和 年 月 日生
志願者現住所	〒 TEL( ) -	
就園等の状況	※ 幼稚園や保育所への就園等の状況があれば記入すること。	
保護者氏名		
保護者現住所	〒 TEL( ) -	

下記により貴校に入学したいので、保護者連署をもってお願いします。

記

志願する理由
--------

在 園 ( 所 ) 証 明 書
上記の者は本園 ( 所 ) に在園 ( 所 ) していることを証明します。
令和 年 月 日
園(所)名..... 園(所)長氏名..... 

(注1) 在園(所)証明書は、現に在園(所)している者のみ記入すること。

※取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式 1-2)

# 入 学 願 書 (高等部・専攻科)

令和 年 月 日

佐賀県立

学校長 様

ふりがな 志願者氏名		昭和 平成	年 月 日生
志願者現住所	〒 TEL( ) -		
就 学 状 況	県・市・町・村・私 立	中学校・中学部 (注) 高等学校・高等部	
保 護 者 氏 名	昭和・平成・令和 年 月 卒業見込・卒業		
保 護 者 現 住 所	〒 TEL( ) -		

(注) 義務教育学校については、中学校・中学部を二重線で消し、正式な学校名を記入する。

下記により貴校 

高等部
専攻科

 第1学年に入学したいので、保護者連署をもって  
お願いします。

(注) 志願する「部」又は「科」を○で囲むこと。

記

志望順	志望学科
第1志望	
第2志望	
第3志望	

(注) 第2志望・第3志望については、盲学校・ろう学校を志願する者で、第2志望・第3志望がある者のみ記入すること。

卒 業 見 込 証 明 書	
上記の者は本校を令和8年3月に卒業見込みであることを証明します。	
令和 年 月 日	
学校名.....	校長氏名..... <input type="text"/>
卒 業 証 明 書	
上記の者は昭和・平成・令和 年 月本校を卒業したことを証明します。	
令和 年 月 日	
学校名.....	校長氏名..... <input type="text"/>

(注1) 卒業証明書は過年度卒業生のみ記入すること。

(注2) 専攻科を志願する者にあつては、卒業見込証明書又は卒業証明書は、高等学校(高等部)の校長が記載すること。

※取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式 1-3)

# 入 学 願 書 (高等部(訪問教育))

令和 年 月 日

佐賀県立

学校長 様

ふりがな 志願者氏名		昭和 平成 年 月 日生
志願者現住所	〒 TEL( ) -	
就学状況	県・市・町・村・私立 中学校・中学部(注) 昭和・平成・令和 年 月 卒業見込・卒業	
保護者氏名		
保護者現住所	〒 TEL( ) -	

(注) 義務教育学校については、中学校・中学部を二重線で消し、正式な学校名を記入する。

下記により貴校高等部(訪問教育)第1学年に入学したいので、保護者連署をもってお願いします。

記

志願する理由
--------

卒 業 見 込 証 明 書
上記の者は本校を令和8年3月に卒業見込みであることを証明します。
令和 年 月 日
学校名..... 校長氏名..... <input type="checkbox"/>
卒 業 証 明 書
上記の者は昭和・平成・令和 年 月本校を卒業したことを証明します。
令和 年 月 日
学校名..... 校長氏名..... <input type="checkbox"/>

(注1) 卒業見込証明書は、令和8年3月に卒業予定の者のみ記入すること。

(注2) 卒業証明書は、過年度卒業生のみ記入すること。

※取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式 2)

写 真 票	
受 検 番 号	第 号
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ここに写真をはる</div>	
<small>※取得した個人情報は、入学者募集業務の目的以外には使用しません。</small>	

(注 1) 受検番号の欄は、志願先特別支援学校が記入するので、空欄とすること。

(注 2) 写真票のサイズは、縦 15 cm×横 10 cm とすること。

(注 3) 写真のサイズは、縦 4 cm×横 3 cm、上半身・正面・脱帽で、出願前 6 か月以内に撮影したものとする。

(様式3)

受 検 票	
受 検 番 号	第 号
志 願 者 氏 名	

( 校 印 )

※取得した個人情報は、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

- (注1) 受検番号の欄は、各県立特別支援学校で受付順に従い番号を付すこと。  
(注2) 受検票のサイズは、縦15cm×横10cmとすること。

(様式 4)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

佐賀県教育委員会 様

〇〇〇教育委員会

佐賀県立特別支援学校入学志願について（依頼）

この度、下記により、当該生徒（幼児）が佐賀県立 学校への入学を志願  
していますので、当該生徒（幼児）の志願の許可について、よろしくお願ひします。

記

志願者	ふりがな 氏 名		年 月 日生	性別	
	現 住 所	〒 TEL( ) -			
	在籍（出身） 学校名（注1）	県・市・町・村・私 立		中学校・中学部 高等学校・高等部	
	入 学 後 の 住 所	昭和・平成・令和 年 月 卒業見込・卒業			
	障 害 種 別 及 び 程 度				
保 護 者	氏 名				
	現 住 所	〒 TEL( ) -			
事 由 (注2)					

(注1) 幼稚部を志願する場合は、「在籍（出身）学校名」の欄の記入は必要ない。  
高等部を志願する場合は、在籍（出身）中学校・中学部を記入すること。  
(義務教育学校については、中学校・中学部を二重線で消し、正式な学校名を記入する。)  
専攻科を志願する場合は、在籍（出身）高等学校・高等部を記入すること。

(注2) 事由を証明できる関係書類を添付すること。

※取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式 5)

## 身元引受等申立書

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

身元引受人氏名  
(注1)

医療機関等名・責任者名

身元引受人現住所

医療機関等所在地

志願者との関係

志願者の状況 入院 入所 その他( )

志願者 が入学の上は、  
その身元を引き受け、責任を負うとともに、私の住居  
当機関が責任を負うとともに、後見的役割を果た  
から通学するようにします。  
します。

## 身元引受等依頼書

上記の者に志願者 の身元引受等を依頼します。

令和 年 月 日

保護者氏名

(注2)

保護者現住所

(注2)

(注1) 身元引受人氏名については自署すること。

(注2) この書類は、親権者等が県外に住所を有し、入学後、志願者が佐賀県内に住所を有することが確実な場合に提出すること。なお、保護者氏名は自署すること。保護者氏名及び保護者現住所は、親権者等の氏名及び現住所を記入すること。

(注3) 申立者が医療機関又は児童福祉施設の場合は、それぞれの欄の下段に記載し、必要事項に○を付けること。

(注4) 医療機関又は児童福祉施設以外は、身元引受人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)の写しを添付すること。

(注5) 親権者等からの身元引受等依頼書が記載できない場合は、申立者が別途、事由書を提出すること。

**※ 取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。**

(様式 6)

令和 8 年度佐賀県立特別支援学校高等部入学志願許可願書

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会 様

志願者氏名

昭和・平成 年 月 日生

保護者氏名

在籍(出身)中学校長氏名

印

佐賀県立特別支援学校高等部への入学志願について許可くださるようお願いいたします。

志願者	現住所	TEL( ) -		
	就学の状況	中学校(注1) 通常の学級・ 特別支援学級(知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害) 昭和・平成・令和 年 月 卒業見込・卒業		
保護者	現住所	TEL( ) -		
諸検査の記録 (注2)	検査年月日	検査等の結果(名称)	検査機関名	
障害・健康の状況				
志願を希望する特別支援学校 (注4)	学校 (知的障害・肢体不自由・病弱) (注4)			
就学区域外の特別支援学校を志願する理由(注5)				
寄宿舍入舎希望の有無(注6)	有・無			

(注1) 義務教育学校については、中学校を二重線で消し、正式な学校名を記入する。

(注2) 療育手帳(写)、身体障害者手帳(写)、医師の診断書のいずれかを添付すれば、「諸検査の記録」の欄の記入は必要ない。

(注3) 中原特別支援学校(病弱に限る。)を志願する場合は、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院において入院又は継続して治療が必要である旨を示す同病院の診断書、又は、近隣の医療機関で継続して治療が必要である旨を示す主治医の診断書を添付すること。

(注4) 複数の障害種を受け入れている特別支援学校を志願する場合は、志願する障害種別を○で囲むこと。

(注5) 就学区域外の特別支援学校を志願する場合のみ記入すること。

(注6) 中原特別支援学校、鳥栖特別支援学校を志願する場合は、「寄宿舍入舎希望の有無」の欄の記入は必要ない。

佐賀県立特別支援学校高等部入学志願許可書

(注7) 住所

(注7) 志願者氏名

上記の者に係る入学志願については、許可する。

事由・留意事項等

[Blank box for reasons and precautions]

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会

印

(注7) 入学志願許可欄の住所及び志願者氏名についても志願者又は保護者が記入すること。

※ 取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式7-1) 令和8年度佐賀県立特別支援学校（高等部・専攻科）入学志願者調査書

記入責任者職氏名

ふりがな 志願者氏名	昭和・平成 年 月 日生		幼稚園・保育所卒 小学校・小学部卒 中学校・中学部 高等学校・高等部 (注1) 昭和・平成・令和 年 月 卒業見込・卒業	障害名	・療育手帳 ・身体障害者手帳		
	性 別	就学 の 状 況					
各教科・科目の学習の記録	特別活動の記録			障害・健康の状況			
	行動の記録			通学		<入学後の通学方法>	
諸検査の記録	学年	検査年月日	検査の名称・結果	総合所見	この記載事項に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日		
		欠席日数				欠席の主な理由	
		出欠の記録					学校名 校長氏名
		1年					
2年							
3年							

(注1) 義務教育学校については、中学校・中学部を二重線で消し、正式な学校名を記入する。

(注2) 必要事項を簡潔に文章等で記載すること。

(注3) 専攻科を志願する者には、在籍（出身）高等学校（高等部）の校長が記載すること。※取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式7-2) 令和8年度佐賀県立特別支援学校(高等学校(訪問教育))入学志願者調査書

記入責任者職氏名

ふりがな 志願者氏名	昭和・平成 年 月 日生		幼稚園・保育所卒 小学校・小学部卒 中学校・中学部 (注1) 昭和・平成・令和 年 月 卒業見込・卒業	障害名	・療育手帳 ・身体障害者手帳
	性別	住所			
各教科の学習の記録	就学の状況		特別活動の記録	障害・健康・医療の状況	
	行動の記録				
諸検査の記録	学年	検査年月日	検査の名称・結果	総合所見	この記載事項に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日
		出欠の記録	欠席の主な理由		
		1年			
		2年			
	3年			学校名 校長氏名	印

(注1) 義務教育学校については、中学校・小学部を二重線で消し、正式な学校名を記入する。

(注2) 必要事項を簡潔に文章等で記載すること。

※取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式 8)

令和 8 年度佐賀県立特別支援学校県外からの入学志願許可願書

令和 年 月 日

佐賀県教育委員会 様

志願者氏名

昭和・平成 年 月 日生

保護者氏名

在籍(出身)学校長氏名



佐賀県立特別支援学校高等部への入学志願について許可くださるようお願いいたします。

志願者	現住所	〒 TEL( ) -		
	在籍(出身)学校名	(中学校・中学部) (注1) 昭和・平成・令和 年 月 卒業見込・卒業		
保護者	現住所	〒 TEL( ) -		
入学後の(予定)住所	身元引受人等	氏名	志願者との続柄	
		住所	〒 TEL( ) -	
志願を希望する特別支援学校		学校 (知的障害・肢体不自由・病弱) (注2)		
志願の理由				

(注1) 義務教育学校については、中学校・中学部を二重線で消し、正式な学校名を記入する。

(注2) 複数の障害種を受け入れている特別支援学校を志願する場合は、志願する障害種別を○で囲むこと。

県外からの入学志願許可書	
(注3) 住所	
(注3) 志願者氏名	
上記の者に係る入学志願については、許可する。	
事由・留意事項等	
令和 年 月 日 佐賀県教育委員会	

(注3) 入学志願許可欄の住所及び志願者氏名についても志願者又は保護者が記入すること。

※ 取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式9)

## 追検査受検許可願書

令和 年 月 日

特別支援学校長 様

ふりがな  
志願者氏名  
保護者氏名

私は、保護者連署をもって、追検査の受検を申請します。

受検番号	
追検査を申請する理由	
上記志願者の追検査の申請について、相違ないことを副申します。 令和 年 月 日 (学校名) (校長名) <span style="float: right;">印</span>	

<b>追検査受検許可書</b>	
(注1) 志願者氏名 上記の者に追検査の受検を許可する。 令和 年 月 日 (学校名) (校長名) <span style="float: right;">印</span>	

(注1) 追検査受検許可書欄の志願者氏名についても志願者又は保護者が記入すること。

※ 取得した個人情報、入学者募集業務の目的以外には使用しません。

(様式 10)

令和 年 月 日

中学校長 様  
(幼稚部、専攻科は保護者あて)

県立特別支援学校名

校長氏名

印

### 佐賀県立特別支援学校入学検査結果について（通知）

このことについて、合格者を下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

障害種	志願学科	受検番号

(注) 枠が足りない場合は、随時追加して作成すること。